

お客さま 各位

岡崎信用金庫

おかしんパーソナルダイレクト利用規定改訂のご案内

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、インターネットバンキングによる第三者の不正利用防止および新サービス導入に伴い、「おかしんパーソナルダイレクト利用規定」を改訂いたしますのでご案内いたします。

記

1. 対象のサービス

「おかしんパーソナルダイレクト」

2. 改訂日

平成30年6月11日（月）

3. 改訂内容

改訂内容の詳細については「おかしんビジネスダイレクト利用規定新旧対照表」をご確認ください。

以上

＜本件に対するお問い合わせ先＞

岡崎信用金庫EBサービス 0120-251-039

受付時間午前8時45分～午後7時00分（土日、祝日、12月31日～1月3日除く）

おかしんパーソナルダイレクト利用規定新旧対照表

変更後	変更前
<p>第1条2項 利用申込 (1)～(4)略 <u>(5) 本サービスは、前(1)号の申込書の提出に代えておかしんアプリから申し込むことができます。</u> <u>(6) おかしんアプリによる申込について、おかしんアプリ利用規約に則り本人確認を行った上で取り扱った場合は、申込内容に成りすましその他事故があっても、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。</u> <u>(7) この契約の申込みは、当金庫が承諾した場合に限り、成立するものとします。</u></p>	<p>第1条2項 利用申込 (1)～(4)略 <u>(追加)</u></p>
<p>第2条5項 お客様カードの取扱い (1) 略 (2) ご契約先がお客様カードを紛失・盗難などで失った場合には、お取引の安全性を確保するため、すみやかにご契約先ご本人から当金庫所定の<u>方法</u>により当金庫に届け出てください。 この届出がされた場合、当金庫は所定の手続きを行い、本サービスの利用停止の措置を講じます。 当金庫はこの届出に基づく所定の手続きの完了前に生じた損害について責任を負いません。 なお、お客様カードの再発行はできませんので、当金庫所定の手続きを行い、新しいお客様カードを発行します。(契約者ID(利用者番号)、確認用パスワードは変わります。)</p>	<p>第2条5項 お客様カードの取扱い (1) 略 (2) ご契約先がお客様カードを紛失・盗難などで失った場合には、お取引の安全性を確保するため、すみやかにご契約先ご本人から当金庫所定の<u>書面</u>により当金庫に届け出てください。 この届出がされた場合、当金庫は所定の手続きを行い、本サービスの利用停止の措置を講じます。 当金庫はこの届出に基づく所定の手続きの完了前に生じた損害について責任を負いません。 なお、お客様カードの再発行はできませんので、当金庫所定の手続きを行い、新しいお客様カードを発行します。(契約者ID(利用者番号)、確認用パスワードは変わります。)</p>
<p>第11条 おかしん投信インターネットサービス 1. 取引の内容 <u>本サービスの契約者 ID とログインパスワードを使っておかしん投信インターネットサービスを利用することができます。おかしん投信インターネットサービスの利用に際しては、本規定に加え、「おかしん投信インターネットサービス」取扱規定が適用されます。</u> 2. 利用申込・本人確認 <u>おかしん投信インターネットサービスの利用申込および本人確認については本規定「第1条2.利用申込」および「第2条本人確認」が適用されます。</u> 3. 本サービスが解約されたときの対応 <u>本サービスが解約された場合、おかしん投信インターネットサービスも同時に解約となります。ただし、投資信託の取引状況によっては本サービスの解約を受付できない場合がございます。</u> 以降の条文繰り下げ</p>	<p><u>(追加)</u></p>
<p>第18条4項 サービスの強制解約 (1)～(7)略 (8) 後見、保佐または補助開始の審判がなされたとき、もしくは任意後見契約の効力が生じたとき 以降の項目繰り下げ</p>	<p>第17条4項 サービスの強制解約 (1)～(7)略 <u>(追加)</u></p>
<p>第20条 規定等の準用 本契約に定めない事項については、各サービス利用口座にかかる各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座にかかる各種カード規定、振込規定、<u>当座勘定規定および当座勘定貸越約定書ならびにおかしんアプリ利用規約</u>により取り扱います。</p>	<p>第19条 規定等の準用 本契約に定めない事項については、各サービス利用口座にかかる各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座にかかる各種カード規定、振込規定<u>ならびに</u>当座勘定規定および当座勘定貸越約定書 <u>(追加)</u> により取り扱います。</p>
<p>第23条 契約期間 本契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、特に、ご契約先または当金庫から<u>所定の方法</u>による申出のない限り、契約期間満了日の翌日からさらに1年間継続されるものとし、以降も同様とします。</p>	<p>第22条 契約期間 本契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、特に、ご契約先または当金庫から<u>書面</u>による申出のない限り、契約期間満了日の翌日からさらに1年間継続されるものとし、以降も同様とします。</p>